平成２８年（フ）第３７５号
千葉県船橋市若松２丁目７番８棟301号
債務者　菅原　秀二
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９２号
千葉県習志野市鷺沼３丁目15番29号　ディアスヒロセ201号
債務者　高橋　怜也
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２７号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟301号
債務者　高橋　慶子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３８号
千葉県船橋市咲が丘２丁目44番１号
債務者　加藤　雄一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０３号
札幌市清田区清田２条２丁目５番10号　有楽メディカルビル701号
債務者　佐羽内兼美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４０号
札幌市南区石山２条６丁目１番８号　第２大洋コーポ101号
債務者　本田　七海（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１４号
札幌市中央区南18条西15丁目２番16―306号
債務者　高木　真司
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４６号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番19号　シャトーローリエ壱番館201号
債務者　飯田　周作
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０３号
札幌市手稲区明日風４丁目13番15号
債務者　吉見　法子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田426番地１　大崎貸住宅３号棟
債務者　岩上　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号
群馬県伊勢崎市曲沢町246番地４　ハイム曲沢Ａ203
債務者　庄子　　浩
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
群馬県前橋市西片貝町４丁目17番地35　レオパレスコミュニティ　205号
債務者　八山　信志
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４１号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島306棟308号、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島12棟401号
債務者　今西　智子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
京都市山科区椥辻西浦町21番地16　イーストイオス101
債務者　日高陽一朗
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
京都市下京区七条御所ノ内本町84番地２　アクアプレイス京都御所ノ内303号室
債務者　後藤　隆太
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
大阪府松原市高見の里１丁目６番30―305号
債務者　伊達　真央
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
堺市堺区五条通４番６号
債務者　今井菜保子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係